



地域共生社会の推進に向けた「かわら版」

包括的支援と多様な参加・協働の推進を目指して

令和2年6月17日発行

平素より、大変お世話になっております。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」として取り組んでいただいている事業が基盤となった「重層的支援体制整備事業（以下、新事業）」が、令和3年4月より、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。

今回のかわら版では、新事業についての概要と、令和2年度に開催を予定しているイベントスケジュールについて、お知らせいたします。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- 新事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業である。なお、事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須。
- 新事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。

